

【令和5年度】越境EC等促進事業

出品企業募集要項

お申込みの方法

① 出品申込書の提出

以下のホームページから出品申込書をダウンロードしてください。

ダウンロードした出品申込書に必要事項を記入して、E-mailにてご提出ください。

申し込みの際は、下記のメニューをご選択の上、ご提出ください。

- ・越境ECモール出品代行支援（EC活用型テストマーケティングイベントへの出品付き）（P3）
- ・EC活用型テストマーケティングイベントのみの出品（越境ECモール出品代行支援なし）（P5）

【川崎市ホームページ】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000151980.html>



② 募集企業数（令和5年度） 概ね10社

③ 期間

2023（令和5）年7月4日（火）～2023（令和5）年7月13日（木）

申し込み締め切り：2023（令和5）年7月13日（木）17:00

※申込企業数が少ない場合は、締め切り後も募集を継続します。

④ 専門家とのオンライン面談

2023（令和5）年7月12日（水）～2023（令和5）年7月14日（金）

【申込・お問合せ先】ジェイGrab株式会社〔川崎市越境EC等サポート業務委託受託事業者〕

TEL 03-5728-2095 E-mail kawasaki@j-grab.co.jp

【事業所管】川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 国際経済担当

TEL 044-200-2336 E-mail 28keiei@city.kawasaki.jp

【目次】

1	事業案内.....	1
2	本事業の概要.....	2
3	越境 EC 出品代行支援について.....	3
4	EC 活用型テストマーケティングイベントへの出品について.....	5
5	応募要件.....	6
6	応募方法.....	6
7	出品企業及び支援内容の選定.....	7
8	事業スケジュール（予定）.....	9
9	その他.....	9
	越境 EC 促進事業出品企業募集要項等に関する規約.....	10

1 事業案内

川崎市では、原材料費や物流費の高騰等により、厳しい経済状況にある市内中小企業に対して、越境 EC モールへのトライアル出品支援（出品代行型）及び海外現地での EC 活用型テストマーケティングイベントの開催等を通じて、テストマーケティング支援を行い、販路拡大を促進します。また、越境 EC 専門家による振り返りも行い、本事業終了後の経営に活用可能な支援を行います。

越境 EC モールを活用した販路拡大に関心のある川崎市内の中小企業の皆さまからのお申し込みをお待ちしています。

なお、本事業は、川崎市の委託先であるジェイGrab株式会社（以下、「ジェイGrab」という。）が全体を統括し、ショールームストアの運営と事務局サポートを株式会社 JTB（以下、「JTB」という。）が行います。

【ジェイGrab株式会社 会社概要】（受託者）

本社所在地：150-0031 東京都渋谷区桜丘町 14-1 ハッチェリー渋谷

事業概要：日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールの運営から越境 EC サイト構築、海外の主要な EC モール開店運営支援を営んでおります。越境 EC モール「j-Grab Mall」はオンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示して QR コードで購入できる「ショールームストア販売」を実現、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。

【株式会社 JTB 会社概要】（再委託先）

本社所在地：〒163-0426 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビルディング 26 階

事業概要：事業持株会社として、旅行業を中心に事業を営むとともに、グループ全体でインターネットを利用した情報提供サービス、並びに宿泊施設、観光施設、飲食店等の予約の代理、媒介又は取次業など複数の事業を営んでおります。

2 本事業の概要

(1) 事業実施対象国・地域及び支援対象

No.	業務名	事業実施対象国・地域	支援対象
1	越境 EC モール出品代行支援	j-Grab Mall、eBay、Shopee、Walmart (※選考あり) ※EC 活用型テストマーケティングイベントへの出品付き	新規に越境 EC モール出品に取り組む市内中小企業を優先
2	EC 活用型テストマーケティングイベント	・欧州の主要都市 (予定：イギリス ロンドン) ・東南アジアの主要都市 (予定：シンガポール) ※越境 EC モール出品代行支援なし	既に越境 EC に取り組んでいる市内中小企業

(2) 対象商品

取扱商品は、市内中小企業が製造販売する自社製品（製造のみ外部委託も可）。

(例) 工業製品、日用雑貨、コスメ・美容品、アウトドア用品、スポーツ用品、食品（生鮮食品・加工食品で賞味期限が3か月未満のものを除く）

※取り扱いができない商品

- ・食品（生鮮食品・加工食品で、賞味期限が3か月未満のもの）
※ただし、オプション企画（P5）については現地バイヤーの定める条件に基づくものとします。
- ・医薬品、医療機器
- ・動植物、土壌
- ・効果等に具体的な根拠のない商品
- ・公序良俗に反する商品
- ・不正な手段で取得した商品
- ・著作権や商標権などの他人の権利を侵害する商品
- ・日本を含め各国の法令に違反しているか、その可能性がある商品
- ・国際条約や協定で輸出入が禁止されている商品
- ・その他、川崎市またはジェイクラブが不相当と判断した商品

(3) 募集企業数（令和5年度）

概ね10社

3 越境 EC モール出品代行支援について

下記4つの越境 EC モール内において、市内中小企業が製造し自社製品を販売する商品の出品を代行します。

(1) 出品代行について

ア 出品する越境 EC モール

j-Grab Mall、eBay、Shopee、Walmart (※選考あり)

イ j-Grab Mall には全商品を出品しますが、eBay、Shopee、Walmart については、各 EC モール出品レギュレーションや内部的なルールにより出品審査が行われ出品できないことがあります。そのため、出品先の EC モールの指定はできませんのでご了承ください。

ウ 出品期間 (準備期間を含む) は 2023 (令和 5) 年 8 月から 2024 (令和 6) 年 1 月までを予定しています。

エ サイト内の表示言語は英語表記とします。

(2) プロモーション支援について

ア 4 (1) EC 活用型テストマーケティングイベントに 2 回まで出品することができます。

イ 送料無料キャンペーンやクーポン配布、SNS 等を活用したプロモーション支援を受けることができます。

(3) 越境 EC 専門家による支援について

ア 出品商品に関するアドバイスや顧客からの問い合わせ対応等について、越境 EC 専門家による助言を実施します。

イ 出品期間中 3 か月を経過後、出品企業に対し、販売状況の報告及び出品サイトのアクセス分析結果等のフィードバックを行います。

ウ 出品期間終了後、フォローアップ会を開催し、越境 EC 専門家による出品実績のフィードバックを行うとともに今後の方針等について助言を行います。

(4) 管理運営・販売方法について

ア 販売形式は、委託販売形式とします。

イ 委託販売に必要な取り決め事項について、出品企業はジェイグラブと委託契約を締結していただきます。

ウ 購入者や購入希望者からの基本的な問い合わせ窓口対応を代行します。ただし、事務局が答えられない質問や交渉が入った場合には速やかに返信できるようご協力ください。

エ 越境 EC モールから注文が入った際、出品企業に対して受注があった旨を事務局から通知するので、受注品を国内指定倉庫まで速やかに (当日または翌日) 発送してください。

オ 国内指定倉庫までの商品発送、及び掲載期間終了後の倉庫から出品企業までの返送、返品、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用等に係わる費用は出品企業負担とします。

カ サイト管理運営に必要な経費 (初期費用・構築費用・月額固定費等) 負担は不要です。販売手数料の負担割合については別途定めることとします。

キ 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、速やかに協力してください。

ク 注文が入った際、出品企業が発送した商品について、指定物流会社が国際配送に適した梱

包、インボイス作成、伝票作成の貼付を行い、購入者に配送処理を行います。
ケ 販売成約できた商品は、出品企業とジェイクラブとの委託契約に基づき、出品企業の国内の銀行口座に送金されます。

【参考】出品する越境 EC モールについて

グローバル市場対応越境 EC モール掲載サイト：j-Grab.com

【j-Grab Mall の概要】（設立：2022 年）

日本ブランドを「オンライン」x「ショールームストア」で世界に販売。j-Grab.com は、日本から世界に商品を販売できる越境 EC モールで、世界の主要 EC モールとなる eBay、Shopee、Walmart、Aeon EC mall に接続するためにハブとなる越境 EC モールです。オンラインでの出品・販売とあわせて、海外の実店舗に商品を展示し、QR コードで購入できる「ショールームストア販売」も実施することで、日本の事業者の海外進出、販路拡大を支援しています。海外 PL 保険付きで日本企業による運営のため、安心して海外販売に専念していただけます。

欧米・グローバル市場対応 EC モール 掲載予定サイト：eBay.com

【eBay の概要】（設立：1995 年）

年間取引高：10 兆円以上(2022 年 3 月時点) eBay.com は欧米豪、台湾（露天）、東南アジアなど世界 200 か国近くの国に越境 EC 販売できる世界最大級のグローバル EC モールです。取引の共通語は英語で日本の商品に興味を持つ世界中の購入者が集まってきます。出品者にとっての利益率が高いため、米 ECommerceBytes 社 Award2 年連続受賞しており、SDGs 面で欧州 No.1 とされています。

シンガポール市場・ASEAN 対応モール 掲載予定サイト：Shopee.sg

【Shopee の概要】（設立：2015 年）

流通取引総額 1 兆円以上(2020 年 3 月時点) の Shopee は、シンガポールに本社を構える SEA グループが運営する東南アジアと台湾の EC モールです。基本的には英語での取引でシンガポール市場が中でも大きな取扱高となっています。日本法人の参加を歓迎しており、現地ユーザーの高い支持を集めています。本事業では経済感覚の近いシンガポールで商品出品を行います。

米国市場対応モール 掲載予定サイト：Walmart.com

【Walmart の概要】 設立：1962 年

売上高 3,740 億ドル、店舗数 34,763 店舗、全米 50 州の他全世界 27 か国（※米国内 2018 年度実績）EDLP(Everyday Low Price)をモットーに展開する世界最大の小売り企業です。全米で EC モールの取扱高は 2 位。2021 年に Walmart のオンラインマーケットプレイスとして海外からの販売も開始されましたが、2022 年現在日本からの出品・販売が停止されましたが、ジェイクラブが Walmart 本社より特別に開設・出品することに許可をいただき、今回市内事業者様の商品で登録可能な商品を交渉の上、出品いたします。（全ての商品が掲載できるとは限りませんのでご了承ください）

4 EC活用型テストマーケティングイベントへの出品について

(1) 実施内容

海外現地でショールームストア等を開催し、現地スタッフが消費者のニーズや好みなどの反応を収集し、テストマーケティングを支援します。イベント終了後には専門家によるフィードバックを出品企業に提供します。1社につき、最大2回まで出品することができます。

なお、渡航費等負担の上、ご参加いただくことは可能です。

(2) 開催概要

(ア) 欧州

a ショールームストア形式

- ・予定期間（現地）：2023（令和5）年11月の約1週間
- ・場 所：イギリス ロンドン市（予定）
- ・対 象：酒類以外のBtoC商品
- ・商品数：概ね10社

(イ) 東南アジア

a ショールームストア形式

- ・予定期間（現地）：2024（令和6）1月の間の約1か月
- ・場 所：シンガポール高島屋 JTB 店（予定）
- ・対 象：酒類以外のBtoC商品
- ・商品数：概ね10社

(ウ) オプション企画

- a 現地バイヤー選考型のマッチングを行います。

(3) その他

(ア) 3の出品代行支援を受けない場合、ショールームストアで商品と紐づけする越境ECサイトは、出品企業が用意することとします。

(イ) 出品企業は、展示品やサンプル品を国内指定倉庫に発送する費用、イベント終了後に国内倉庫から出品企業までの国内の返送に係わる費用、国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用を負担することとします。

(ウ) イベントの詳細は、募集状況によって、川崎市と協議の上、確定します。

(エ) 販売する商品は、発送する国・地域に則した法令を遵守するほか、税関・検疫手続き、その他発送や通関に必要な手続きで、成分表など指定された情報が必要になった際、出品企業は速やかに協力してください。

5 応募要件

川崎市内に事業所を有している中小企業者（以下の表に該当する者）であり、みなし大企業でないこと。なお、応募にあたっては、下記の要件を全て満たす必要があります。

業種	資本金及び常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下

※1 大企業とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。

※2 みなし大企業とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ・発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者

※3 （法人）市民税を滞納していないこと。

※4 「川崎市暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと。

※5 応募する商品を自ら企画・製造（製造のみ外部委託も可）し、自社商品として販売していること。

※6 応募する商品について、他社の権利を侵害するものではないこと。

6 応募方法

(1) 川崎市ホームページから申込書類をダウンロードして必要事項を入力してE-mailでご応募ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000151980.html>

(2) 1企業あたりの応募商品は、3商品（セット商品は1商品とみなす）です。1商品につき、カラー、サイズ等のバリエーションは10パターン(SKU)までとします。

（1商品あたり10SKU*を上限） ※SKU=Stock Keeping Unit

申込み例：色が白/黒/灰、サイズがS/M/Lの商品であれば、合計で9SKUとなるため、1色×3サイズや3色×1サイズの組み合わせでご応募いただきます。

(3) 提出書類

No.	提出書類	E-mail
1	事前確認書	要送信
2	出品申込書	
3	商品エントリーシート ※複数商品申請の場合は商品ごと	
4	応募商品のパンフレット ※複数商品申請の場合は商品ごと	
5	会社概要（なければホームページの URL でも可）	

※1 1商品のみ応募される企業は「商品エントリーシート1」、2商品を応募される企業は「商品エントリーシート1」と「商品エントリーシート2」にご記入ください。

※2 出品企業として選定された場合には、履歴事項全部証明書等の追加書類を求め場合があります。

(4) 募集期間（令和5年度）

2023（令和5）年7月4日（火）～2023（令和5）年7月13日（木）

※申込企業数が少ない場合は、締め切り後も募集を継続します。

(5) 提出先、お問い合わせ先

ジェイGrab株式会社 [川崎市越境 EC 等サポート業務委託受託事業者]

電話 03-5728-2095 E-mail kawasaki@j-grab.co.jp

7 出品企業及び支援内容の選定

(1) 越境 EC 専門家による事前面談（令和5年度）

応募書類に基に越境 EC 専門家による事前面談を行います。

- ・期間：2023（令和5）年7月12日（水）～2023（令和5）年7月14日（金）
- ・時間：約30分～1時間
- ・その他：オンライン会議ツール「Zoom」を使用予定。

(2) 出品企業及び支援内容の選定

応募書類及び事前面談内容を基に越境 EC 専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査委員会を開き、出品企業及び支援内容を審査します。

ア 越境 EC 専門家による評価の視点

- (ア) 独創的で個性的な商品であるか
- (イ) 越境 EC を利用する消費者に対し興味を引く商品であるか
- (ウ) 越境 EC モールに適した商品であるか
- (エ) 越境 EC を活用した商品販売に関する社内体制（ホームページや SNS の運用、担当者の配置等）が整っているか
- (オ) 安全に使用できる商品であるか

(カ)越境 EC に取り組むのは初めてか

イ 審査結果は川崎市から E-mail で通知します。審査結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。

(2) 越境 EC モール出品代行支援 選定後の流れ

ア 委託契約の締結

出品企業として選定された企業は、ジェイクラブと個別面談を行い、出品条件（商品の準備状況、商品説明の内容、成分や含有量の確認、卸値と海外販売価格、輸送方法、成約時の国内配送方法、JAN コードまたは独自コードシールの貼り付け、商品破損時や返品・返金となった際の対応方法など）について合意の上、ジェイクラブと委託契約を締結します。

イ 商品情報の登録

ジェイクラブが提示した所定の様式を基に、商品説明の詳細を記載するエントリーシートを日本語で作成します。サイトに掲載するための翻訳についてはジェイクラブが行います。なお、英語での翻訳文やカタログを既に用意されている企業はそちらを利用することも構いませんが、より販売効果の高い英文や翻訳が考えられる場合は、ジェイクラブまたは川崎市からご相談させていただく場合がございます。

また、越境 EC モールへの掲載は、出品企業から提出された商品情報等を基に、商品カタログを作成し翻訳を行った後に掲載して商品の出品を開始します。出品された商品は適宜プロモーション、販促活動を実施します。

ウ EC 活用型テストマーケティングイベントについては、実施時期が近くなりましたら、実施概要やサンプル品の送付方法、商品情報の提供等について事務局よりご案内します。

エ 越境 EC について理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に積極的にご参加ください。

(3) EC 活用型テストマーケティングイベント 選定後の流れ

ア 実施時期が近くなりましたら、実施概要やサンプル品の送付方法、商品情報の提供等について事務局よりご連絡します。

イ 越境 EC について理解を深めるためにも本事業実施期間中に開催されるフォローアップ会等に積極的にご参加ください。

8 事業スケジュール（予定）

2023（令和5）年7月4日（火） ～7月13日（木）	出品申込受付期間 ※申込企業数が少ない場合は締め切り後も募集を継続
7月4日（火）～	（申込後～面談前）オリエンテーション動画の視聴
7月12日（水）～7月14日（金）	越境EC専門家による事前面談（オンライン想定）
7月24日（月）頃	出品企業及び支援内容の通知
8月～1月	越境ECモール出品代行支援による出品（準備含む） ※出品開始後3か月後に出品企業へのフィードバックを実施
11月	第1回EC活用型テストマーケティングイベント 英国 ロンドン市（予定）
12月～2024（令和6）年1月頃	第2回EC活用型テストマーケティングイベント シンガポール（予定）
2024（令和6）年2月頃	越境EC専門家によるフォローアップ会 ※越境ECモール出品期間終了後に実施

9 その他

- （1）提出書類に不備がある場合、疑義がある場合など、再提出・追加提出を求めることがあります。
- （2）円滑な事業運営のため、出品申込書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報は、ジェイグラフ及びJTBの本事業における提携企業に提供します。また、川崎市は、施策及びこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

越境 EC 促進事業出品企業募集要項等に関する規約

1 基本条件

- (1) お申し込みの時点で「越境 EC 等サポート業務募集要項」及び本規約の内容について遵守することに同意したものとします。
- (2) 出品企業は、「出品申込書」、「商品エントリーシート」記載内容のうち、商品の特徴や企業 PR 等に関する内容について、川崎市及びジェイクラブがパンフレット、ホームページ等に記載することに同意したものとします。

2 応募条件

以下をご了承の上、ご応募ください。

- (1) ジェイクラブが指定する形態での納品が可能であること（ラベルの貼付等）。
- (2) 輸入通関等に必要な情報・書類を提出できること。
- (3) プロモーションに必要な情報等を提供すること。
- (4) 川崎市及びジェイクラブが成果把握のために実施するアンケートやヒアリングに協力いただけること。
- (5) 販売期間中の売れ行きや EC 関連の商戦時期（クリスマス、送料無料キャンペーン等）に併せて実施する販売促進に向けたプロモーション（SNS やメディアを活用したサンプルの配布やキャンペーン対応等）に積極的に参加をすること。
- (6) 出品商品の J A N コードは、出品企業が準備をすること。申込時にすでに J A N コードを取得している際は、再発行は不要。J A N コード未取得の場合に独自コードをジェイクラブが発行するがそれを利用して管理すること。
- (7) 企業名が特定できない形式での本事業結果概要の公表に同意いただけること。

3 出品商品の選考

応募書類及び越境 EC 専門家による事前面談内容を基に越境 EC 専門家による評価を行います。川崎市は、その評価を基に審査委員会を開き、出品企業及び支援内容を審査します。審査後、申込者に送付する審査結果通知をもって、出品の承認とします。

4 出品承認後の支援取り消し

出品の承認後、申し込み内容に偽りや瑕疵等その他出品にあたって当該事業に悪影響を及ぼすと川崎市、ジェイクラブ、連携先の EC モールが判断した場合、越境 EC モールへの掲載やプロモーション活動等商品に関する一切の支援について取消をすることがあります。なお、取消にかかる一切の損害について、川崎市は責任を負いません。

5 自己負担

次の費用は出品企業の負担になります。

- ジェイクラブとの委託契約後、ジェイクラブが指定する日本国内の倉庫（大阪市）に発送及び掲載期間終了後返送するための送料
- 国内倉庫に発送した時点で欠損等があった際の交換費用
- 販売手数料
- 本事業に於ける提携企業との面談にかかる経費（交通費等）
- その他、ジェイクラブとの委託契約書において合意されたもの

6 諸条件の調整

- (1) 発注数量等掲載や販売にあたっての諸条件はジェイクラブと出品企業間で調整いただきます。
プロモーションを行うにあたり、試供用等に商品の無償提供・無償貸与をご相談する可能性がありますのでご協力をお願いいたします。
- (2) 各出品企業に割り当てられた越境 EC モールの掲載枠及びプロモーション支援の権利について全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

7 出品に関すること

- (1) 出品企業は、「商品エントリーシート」に記載した商品の紹介を行うこととします。
「エントリーシート」にご記入いただいた内容は、審査委員会をはじめ、パンフレット、越境 EC モール等の商品カタログ作成における基礎データとして使用いたしますので、間違いのないようご記入ください。内容の変更は、川崎市が認めた場合を除き、原則することができませんのでご留意ください。
- (2) 出品及び商品販売等に関する契約、義務の履行等は出品企業及びジェイクラブとの間で締結された委託契約に係る責任と負担において行うものとします。
- (3) 出品方法は川崎市及びジェイクラブの指示に従うこととします。

8 免責事項

- (1) 本事業は、ジェイクラブが指定する商流にて、同社が指定する越境 EC モール及び連携する EC モール、ショールームストアにおいて一定期間販売、展示する事業です。なお、全体事業スキームが変更になる場合があります。
- (2) ジェイクラブとの委託契約は各出品企業が行いますが、指定の期日までに契約締結ができない場合は事業の全部又は一部に参加できないことがあります。
- (3) 本事業において商品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について、川崎市は責任を負いません。
- (4) 本事業にて、出品企業や購入者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、川崎市はその責任を負いません。
- (5) 商品の紛失、破損、破棄、傷み等によって商品を販売できなくなった場合、川崎市はその責任を負いません。
- (6) 天災、現地の政情その他川崎市の責任に帰する事のできない事由により本事業の一部又は全部を中止せざるを得ない場合は、川崎市は出品申込受領後であっても、本事業一部又は全部を変更また中止することがあります。その際、出品企業にお支払いいただいた輸送費等のキャンセル料、商品の返品、その他経費・損害を川崎市は補償しません。